

韮崎市文化ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

(令和2年6月19日改訂)

韮崎市教育委員会 (株)ケイミックスパブリックビジネス扱い)

本ガイドラインは、「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」（令和2年6月19日改訂：山梨県）及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日：公益社団法人公立文化施設協会）に基づき、作成したものである。

なお、本ガイドラインは、今後新たな情報や知見が得られた場合や地域の感染状況等によって、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

1. リスク評価とリスクに応じた対応

(1) 接触感染

他者と共有する物品や手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。

(2) 飛沫感染

換気の状況を考慮しつつ、人ととの距離をどの程度維持できるか施設内各所を確認する。

2. 職員の感染防止対策

(1) 検温および体調の確認

出勤した職員は毎日検温し記録をつける。

検温の結果、平熱より高い場合は就業しない。

発熱以外でも、咳・咽頭痛(軽度も含む)の症状がある等体調が優れない場合は就業しない。

(2) マスクの着用

出勤した職員はマスクを着用して業務に従事する。

(3) 手洗いうがいの励行

業務の区切りや食事の前後などに石鹼で手洗いをする。

(4) 手指消毒の徹底

業務の区切り、食事の前後、接客の前後などに消毒用アルコール等を用いて手指を消毒する。

(5) 制服・ユニフォーム等についてはこまめな洗濯を励行する。

(6) 清掃業務に従事する職員は、手袋を着用して業務に従事する。

3. 受付周り・事務所

(1) 換気に注意する（扉2カ所を同時に開放など）

(2) 受付業務など人と人が対面する場所は、透明ビニールシートなどで遮蔽する

(3) 筆記用具等、職員・利用者問わず他人と共に用する物品は最小限にする

(4) 受付窓口など複数の人の手が触れる場所は適宜消毒する

(5) 現金の受け渡しはトレイ経由で行う

- (6) 施設利用申し込みの調整や抽選を行う場合は、換気がよく広い場所を選ぶ
- (7) チケット販売初日など一度に多数の人が来館し「密」になることが予想される場合、予め床面に待機位置をサイン表示するなど対人距離を確保する

4. 共用スペースの対策

- (1) 入口及び施設内に手指の消毒設備の設置
- (2) エレベーターのボタン、階段の手すりなど高頻度接触部位の消毒徹底
- (3) 換気の励行
- (4) ゴミ箱の撤去
- (5) 給茶機の使用禁止
- (6) 休憩スペースの見直し
 - ① 常時換気に努める
 - ② 共用する物品(テーブル、いす等)は定期的に消毒する
 - ③ 一部撤去、サイン表示などによって利用者の対人距離を確保する
 - ④ 喫茶スペースを当面の間休止する
- (7) トイレの接触感染対策(委託先の管理含む)
 - ① 不特定多数が接触するドアノブ等は、行事の前後など一定時間ごとに清拭消毒を行い記録する
 - ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する

5. 利用施設における対策

- (1) 施設設備品の消毒
マイクには特に注意し、使用前後に消毒等を行う。
- (2) 各施設の利用
別に定めた各施設の利用人数を基準に、人ととの距離を前後左右最低1メートル開けた状態を維持するなど換気等の状況を充分考慮し、密接リスクを回避するよう主催者に協力要請を行う。リハーサル室など窓がなく換気が不十分もしくは換気と利用が両立しない場合は、原則として貸し出しを中止する。但し、主催者が着替え等必要最小限の使用を求めた場合は協議とする。
会議室の利用においてはスクール形式を基本とし、対面する環境は避けるよう周知する。

6. 利用者対応

- (1) イベント等の主催者に対して入場制限の依頼
 - ① イベント等の主催者に体調不良の方の参加自粛を呼びかけるよう依頼
発熱や咳・咽頭痛(軽度も含む)の症状のある方は入場しないよう呼びかける、状況によっては体温計を用いて特定し入場を制限する。
 - ② 参加者名簿作成の依頼
万が一感染が発生した場合に備え、入場者等の名簿作成を呼びかける。但し、施設管理者の立場で貸館のイベント等の参加者一人一人に個人情報取得の同意を得ることは困難と考えられ

るため、原則、主催者に情報集約を依頼するものとする。

(2) 5. (2) 感染リスクの高い施設の貸し出し中止の代替措置の検討

(3) 通常では来館が必要な手続きの代替・郵送・省略の検討

7. 情報発信

(1) 各取り組みについて、館内掲示・HP・市広報等を通じて周知に努める。施設の外への発信が、施設の「密」を減らすことにつながるという意識をもって発信手段を選定する。

(2) 「正しい手洗いの方法」や「避けるべき3つの密」など利用者の感染防止への注意喚起につながる表示をする。

8. チェックリストの作成・確認

本ガイドラインにおける各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行うとともに、定期的に市へ報告を行う。

9. 感染が判明したら場合の取扱い

職員及び施設利用者に感染の可能性が判明した場合は、関東支店長及び本社ヘルプデスク、韮崎市に速やかに連絡することとし、ヘルプデスク担当者は、関係部署とともに所要の措置を執るものとする。